

令和8年2月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

## 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 特別教育について（ご案内）

平素からは、当支部の事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）特別教育を下記要領において実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

記

### 1. 日 時

【学 科】令和 8年 4月 6日（月） 8：50～17：30

【実 技】令和 8年 4月 7日（火） 8：50～16：30

### 2. 場 所

新南陽クレーン教習所

周南市新田 2-6-1

### 3. 教育内容

講 習 科 目		講習時間
学科	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的な事項に関する知識	1 時間
	関係法令	1 時間
実技	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行の操作	4 時間
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作	2 時間

### 4. 受講料・テキスト代

受 講 料 17,600円

テキスト代 建災防山口県支部会員 0円（2号会員は除く）

非 会 員 1,210円

### 5. 受講申込

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和8年2月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

## 職長・安全衛生責任者教育の実施について

建設業における職長等現場監督者に対しては、労働安全衛生法第60条により、法定の教育を行うことが事業者に義務付けられております。

今日の建設業では、労働災害防止における職長クラスの果たす役割がますます重要になっており、特に関係業者間の連絡調整が主要業務の安全衛生責任者と、作業員の管理監督が主要業務の職長が兼務で配置される例が多いことから、一体的な教育を行っています。

当協会では、事業者に代わって下記により講習を行いますので、多数の方々が受講されますようご案内いたします。

### 記

1. 対象者 作業現場で、労働者を直接指導監督する立場にある者、又は混在する作業現場で他の業者と連絡調整にあたる者

2. 日時・場所

開催日	場所	時間
4月15日(水)	YMfg 維新セミナーパーク	1日目 8:45~17:10
4月16日(木)	山口市秋穂二島1062	2日目 8:50~17:10

3. 教育科目

教育科目の内容	
第1日目	職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の方法、危険性又は有害性の調査と低減措置等
第2日目	危険性又は有害性の調査と低減措置等、職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル、関心の保持と創意工夫を引き出す方法、異常時、災害発生時における措置

4. 定員 原則として40人以内とします。

5. 受講料 13,200円

テキスト代 建災防山口県支部会員 0円 (2号会員は除く)

非会員 2,365円

6. 修了証の交付 2日間全科目を受講した者に修了証を交付します。

7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

令和8年2月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

## 丸のこ等取扱い作業従事者教育の実施について（ご案内）

丸のこ等は建設現場などで広く使用されている便利な機械ですが、その反面、丸のこ等の作業において毎年多数の労働災害が発生しており、その中には重篤な災害も含まれています。

丸のこ等による労働災害の発生状況をみると、被災者が安全作業に必要な基本的知識や正しい使用方法を理解していないことが重要な発生要因となっております。

本教育は、平成22年7月14日付基安発0714号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で示された『建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育実施要領』に基づいて実施するもので、丸のこ等の正しい使用方法、点検・整備の必要性等の安全知識や正しい取扱い方法の実技を取り入れた4時間のカリキュラムとなっており、同通達においては労働安全衛生法に基づく特別教育に準じた教育として位置付けられています。

### 記

1. 対象者 建設現場等で丸のこ等を使用する作業に従事する者
2. 日時 令和8年4月27日（月） 9時20分～14時40分
3. 場所 ポリテクセンター山口  
山口市矢原 1284-1

### 4. 教育内容

科 目		範 囲	時 間
学科	携帯用丸のこ盤に関する知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯用丸のこ盤の構造及び機能</li><li>・作業の種類に応じた機器及び選定</li></ul>	0.5 時間
	携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・作業計画の作成等</li><li>・作業の手順</li><li>・作業時の基本動作（取扱の基本等）</li></ul>	1.5 時間
	安全な作業方法に関する知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害事例と再発防止対策</li><li>・使用時の問題点と改善点</li></ul>	0.5 時間
	携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識	<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯用丸のこ盤及び歯の点検・整備</li><li>・点検結果の記録</li></ul>	0.5 時間
	関係法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・労働安全衛生法令中の関係条項等</li></ul>	0.5 時間
実技	携帯用丸のこ盤の正しい取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯用丸のこ盤の正しい取扱方法</li><li>・安全装置の作動状況の確認</li></ul>	0.5 時間
合 計			4.0 時間

5. 定員 40名（定員になり次第締め切ります。）
6. 受講料 7,700円 テキスト代 1,210円（建災防会員はテキスト代無料）
7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。  
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和8年2月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

## フルハーネス型安全帯使用作業特別教育について（ご案内）

平素からは、当支部の事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育を下記要領において実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

記

### 1. 日時・場所

開催日	場所	時間
令和8年 4月30日（木）	ポリテクセンター山口 山口市矢原1284-1	全科目（6時間） 8:50～16:30

### 2. 教育内容

講習科目		講習時間
学科	作業に関する知識	1時間
	関係法令墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識	2時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	関係法令	0.5時間
実技	フルハーネス型墜落制止用器具の装着方法	
	墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法	1.5時間
	墜落制止用器具の点検及び整備方法	

### 3. 受講料・テキスト代

受講料	全科目（6時間）	9,900円
テキスト代	建災防山口県支部会員	0円（2号会員は除く）
	非会員	935円

### 4. 受講申込

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

### 5. その他

実技講習ではフルハーネス型安全帯・安全帽・安全靴等を使用しますので、各自ご持参ください。